



裁決事例から学ぶ相続対策

# 名義預金と 遺産分割協議書における バスケット条項の留意点

無料  
Web  
セミナー

■ 事案の概要と基礎事実

■ 判断のポイント～「未分割」という考え方～

■ 2つの争点「名義預金」と「バスケット条項」の罫

■ 事案の分析と遺産分割協議書作成時の留意点

相続税調査で最も指摘されやすい「名義預金」。もし1億円超の子供名義の預金が「遺産」と認定されたら、誰が引き継ぐべきでしょうか？ 本セミナーでは、遺産分割協議書の定番フレーズ「残りの財産はすべて妻へ」といった、「バスケット条項（包括条項）」に潜む落とし穴に焦点をあて、「名義預金」を妻が引き継ぐべきかあるいは未分割財産として扱うべきか、裁決事例をもとに解説します。「残りの財産はすべて妻へ」という良かれと思った一行が、実は子供への分割を困難にし、子供への再分割としてダブル課税（相続税・贈与税）を招くリスクについて、実務のプロが凝縮してお伝えします。

視聴可能期間

2026年6月9日(火)11:30～6月15日(月)17:00

※講演時間は約30分となります

お申し込み期限

2026年6月8日(月)17:00

参加費

無料

講師



辻・本郷 税理士法人  
関西相続センター長／税理士

碓 一晃 (すずり かずあき)

2001年税理士登録。2008年9月に辻・本郷 税理士法人に入所後、2014年より神戸事務所の所長を7年間歴任し、現在は金融機関からご紹介のお客様を中心に生前の相続税対策、遺言書作成等から相続発生後の相続税申告まで資産税業務のサービスを提供している。

詳細・お申し込み

[https://form.k3r.jp/ht\\_tax/260609](https://form.k3r.jp/ht_tax/260609)

